

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4448 号 2018.6.18 発行

高感度白杖 広がる世界 先端を改良 金沢・支援学校教員が発案



中日新聞 2018年6月18日
石突の改良を話し合う（左から）中山和博さん、早苗貴史さん、吉岡学さん=金沢市で（押川恵理子撮影）

白杖（はくじょう）を突いた際に周囲の状況がより分かるように、先端部「石突（いしづき）」の感度を高めた改良品づくりが進められている。三年かけ、できあがった試作品は、不必要な振動を吸収する合成ゴムを摩擦に強いプラスチックで覆ったひょうたん形。「手に伝わる振動や音が分かり

やすい」などと目の不自由な人に好評だ。石突は消耗品なので、耐久性を高めるとともに、簡単に交換できるようにもした。来春の発売を目指している。（押川恵理子）

■摩擦に強く

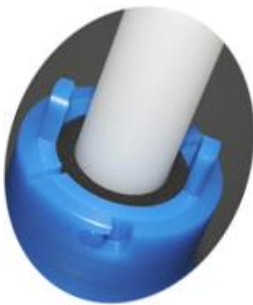
発案したのは、金沢大付属特別支援学校教員の吉岡学さん（50）。全盲の人らが道路を歩く際、白杖を突いたり、石突を路面に滑らせたりする。「石突の生命線は路面から得る情報。視覚障害者は手先の感覚が鋭いから、より丁寧に状況を伝えられたら」

約三年前、学校教材などを扱う商社「中部工営」（富山県高岡市）の早苗貴史さん（36）に相談したところ、精密機械部品製造の「中山電材」（富山市）を紹介された。中山和博社長（56）は当初、「白杖を作った経験がなく、どう設計したらよいのか」と思ったが、「困っている人のために専門知識と技術を役立てたい」と応じた。

できあがった試作品は直径三・四センチ、重さ十八グラム。使ってみた吉岡さんの母、英子さん（75）は「六十歳を過ぎて失明し、白杖は体の一部。試作品は手に響く感覚が分かりやすい。すごく音も聞きやすい」と喜ぶ。

感度だけでなく、子どもの力でも簡単に交換できるように工夫した。吉岡さんが発案した最初のきっかけは、特別支援学校の歩行練習で、石突がすぐにすり減ったから。通勤や通学で白杖を使うと、使い方によっては数カ月で、石突がすり減る。穴や隙間にはまって壊れた場合にも、交換が必要になる。

使いやすさを高めた石突の試作品（押川恵理子撮影）



■交換も簡単

交換には加熱や、相当な力が必要で、ほとんどの人が専門の業者に依頼する。小学生の時から白杖を使う金沢市の田村正樹さん（37）は「自分で換えられたら、とても便利」と話す。

白杖本体のシャフトに、石突を強く押し込む形式が一般的だが、改良した石突はパーツごとに順番に取り付けられる。交換の際、加熱も強い力も必要ない。現在、市販されているシャフトにもサイズが合え

ば、取り付け可能だ。

吉岡さんは「視覚障害のある人がもっと外に出られるようになれば」と期待する。販売

価格は五百円前後を検討中だ。問い合わせは金沢大＝電076（263）5551＝へ。

視覚障害者 厚生労働省によると、身体障害者手帳を持つ視覚障害者は全国に約33万8000人いる（2016年度末現在）。石川県は約2500人、富山県は約3000人。1～6級があり、都道府県、政令市、中核市の首長が認定する。道交法は「目が見えない者（準ずる者を含む）」が道路を歩く際、白か黄色のつえを持つか、盲導犬を連れることを義務付けている。

パラスポーツ楽しもう 軽井沢でイベント



信濃毎日新聞 2018年6月18日
車いすポートボールを楽しむ参加者＝17日、軽井沢町
障害者と健常者が共に楽しめる「パラスポーツ」を体験する「パラスポーツフェスタ in 軽井沢」が17日、北佐久郡軽井沢町で開かれた。日本財団パラリンピックサポートセンター（東京）や県などで行う実行委員会が初開催。2020年の東京パラリンピック、27年に県内で開く全国障害者スポーツ大会に向け、パラスポーツの普及や社会の多様性の理解につなげる狙いで、参加者は座ったままでボールを打つ「シッティングバレーボール」などに挑戦した。

午前の部は、学校教員や地域のスポーツクラブの指導者ら約70人が参加。シッティングバレーのほか、競技用の車いすを使った「車いすポートボール」やボールを投げて目標に近づける「ボッチャ」などを体験した。ボッチャは4チームに分かれて対戦。投げたボールが相手のボールをはじき、形勢が逆転すると、「おー」と歓声が上がった。

センターは15年に発足し、障害者スポーツ普及のため全国各地で催しやワークショップ（体験型講座）を開いている。この日は、障害者スポーツの普及を目指した連携協定を県と締結。今回の催しが連携事業の第1弾との位置付けで、午後の部ではパラリンピックや五輪選手を招いたトークショーもあった。

ボッチャに挑んだ上田市第五中学校の倉島綾子教諭（44）は、「仲間で作戦を立てたりし、健常者同士で体験しても面白かった。学校の子どもたちにも経験させたい」と話していた。

鳥取）個性認め、障害者の働く場をつくる 柴田智宏さん 斉藤智子



朝日新聞 2018年6月18日
社名「ドアーズ」は、就労に困っているすべての人に扉を開く、という思いで名づけた＝2018年6月12日、鳥取県倉吉市関金町関金宿

週1日の勤務も、1時間だけの勤務もOK。鳥取県倉吉市関金町のペットフード製造会社「ドアーズ」は、午後3時には多くの社員が退勤する。障害者たち、介護や高齢、ひとり親家庭など「働く時間に障害」がある人たちを受け止める企業を

つくり、2013年に起業した。「障害というか個性ですね」。個性を認め合って得意分野を役割分担、労働時間もカバーし合う。

17年は約5億円売り上げた。鶏や豚、牛、シカ肉といった県産品などをペットのおやつに加工する。手作業が多く、多品種・少量の製造を得意とする。

転機があった。高校を卒業して就職した地元の社会福祉法人で、障害者施設の製麺事業の立ち上げを担当。親しくなった利用者と飲もうと盛り上がったが、生活保護を受けてい

て気がひけるという。一生懸命働いても稼ぎが少ないため、生活保護に頼ってあまり働いてもいなかった。「自分が稼いだお金で楽しもう」「生活保護より稼ごう」と本気で語り合い、お互いの仕事への姿勢が変わった。

障害・立場超え、音楽って楽しい 小諸でライブ 朝日新聞 2018年6月18日



太鼓やペットボトルなどを使って演奏をする参加者

障害や立場を超えて音楽を楽しむ催し「WE ARE “A” LIVE (ウィーアーアライブ)」は17日、小諸市市民交流センターで初開催した。精神科ソーシャルワーカーの秋山紅葉(くれは)さん(33)＝小諸市＝や発達障害と診断されたことがあるアーティスト高松信友さん(30)＝愛知県＝らが企画し、佐久市など県内外の約70人が参加。気軽に音楽を楽しもうと、身の回りの物や打楽器で合奏するなどして交流した。

高松さんは小学3年生の時に発達障害と診断され、治療のために向精神薬などを大量に服用していた経験を紹介。将来に悩みながらも、現在は大好きな音楽で生活していると「自分にとって何がやりたいのかを探ることが大事」と語り掛けた。

参加者は八つのグループに分かれ、思い思いに太鼓やしゃもじ、フライパンなどを打ち鳴らした。初対面の参加者が言葉を交わさず、自然と同時に演奏を終える様子に、高松さんは「音楽になっている証し」。自身もピアノの弾き語りを披露した。

参加した佐久市の農業磯村聡さん(30)は「みんなで参加するライブは新鮮」。同市浅科小学校6年の金箱颯人君(11)は「みんなで楽器をたたいたり、曲を聴いたりするのは楽しい」と話していた。

ひと・ちば 性暴力被害者支援 「ちさと」の理事長・大川玲子さん /千葉

毎日新聞 2018年6月17日

相談者の思い、受け止める 大川玲子さん(70)

2014年に千葉大教授ら有志と「千葉性暴力被害支援センターちさと」を発足させ、理事長に就いた。医師としてレイプなどの被害に遭った女性に寄り添う。「被害に遭った側に責任がある」といった「強姦(ごうかん)神話」に対し、「あなたは何も悪くない、と伝えて受け止めることが大切」。穏やかな笑顔に強い信念を秘める。

「魂の殺人」と呼ばれるレイプ被害者は恐怖や屈辱感に加え、妊娠や性感染症の不安にもさらされるが、警察や専門機関をたらい回しにされると被害状況を何度も話さなければならず、さらに苦痛を被る。一カ所に対応できないかと思ったのが、センター設立のきっかけだ。被害者と最初に会話するのは「支援員」と呼ばれるスタッフ。専門家だけでなく、主婦から転じた人もいる。被害者を批判しない姿勢の徹底を心がけ、支援員のスキルアップに力を入れる。

妊娠・感染の検査など医療的なケアと面談による精神的ケアを合わせた対応件数は17年度までに187件。うち17年度が119件を占め、センターの認知度向上に手応えを感じている。未成年者からの相談が目立ち、17年度に支援したケースでは未成年者が3割弱で10歳未満も1割強だった。児童虐待が性暴力につながっているケースもあり、今年1月以降は家庭内の虐待などから子供を保護するための千葉市の協議会に参加している。

「今後は性的少数者(LGBTなど)が被害に遭った場合の配慮や対応を学ばないといけない。男性が被害に遭うケースもあり、支援のあり方を検討したい」。あらゆる性暴力をなくすという目標に向け、手を尽くすつもりだ。【斎藤文太郎】

■人物略歴 おおかわ・れいこ

1947年陸沢町生まれ。千葉大医学部卒。専門は更年期障害や無月経など女性心身医学。現在は国立病院機構千葉医療センターや千葉きぼーるクリニック（いずれも千葉市）に勤務。ちさとの連絡先は043・251・8500。同市在住。

子供の心に向き合う専門医 長崎大など育成講座…症状や親との接し方指導



産経新聞 2018年6月18日
長崎大病院の一室で開かれた「子どもサポート精神科医」育成講座＝4月、長崎市

児童青年期の対処が重要な発達障害や精神疾患を深く学ぶための医師向け講座を、自治体と大学が協力して設ける動きが広がる。専門医は全国的に少ない上、都市部に集中しているからだ。子供の心と向き合える医師を、地方で育成し増やすための模索が続いている。

4月中旬の正午すぎ、長崎大病院（長崎市）の一室。県内の若手医師ら約20人が弁当を手に集まった。長崎県の助成を受け、同病院が平成28年度から始めた「子どもサポート精神科医」育成講座だ。

担当の今村明教授（児童精神医学）や臨床経験を積んだ精神科医らが月1回、発達障害や鬱病などをテーマに通年で講義する。

症状の特徴に加え、子や親との接し方も指導する。離島などにいる受講希望者のため、インターネット中継もある。今年3月末までに延べ約830人が受講した。

県は、そのうちレポートを提出した22人を「子どもの心のサポート医」に認定した。「ホームページに認定資格を掲載してもらえば、専門的な知識を持つ医師を住民が見つけやすくなるのでは」と、担当者は独自制度の利点を説明する。

長崎県での取り組みの背景には、15、16、26年と少年少女が幼児や同級生を殺害する事件が続いたことがある。

司法の精神鑑定は、いずれの加害者にも、人間関係を築く能力や他人への共感を欠いた特性があると指摘した。中には、こうした特性が強いとして発達障害と診断したものもある。

家裁は少年審判の決定で「（障害と）犯行は直結しない」と強調したが、同じ年頃の子を持つ親たちや児童と関わる関係機関の人々は大きな衝撃を受けた。

加害者が幼少期に適切な対応を受けられなかったことが、何らかのかたちで事件に影響したのではないかと。長崎での取り組みの根底には、こうした問題意識がある。

日本児童青年精神医学会によると、全国に同学会の認定医は今年4月現在で約340人いるが、都市部に集まっているという。県と長崎大病院は、講座のネット中継で偏在解消を目指す。

北海道大や北里大医学部（相模原市）、福井大なども昨年までに、地元自治体と協力して長崎と同様の講座を始めた。

信州大医学部（長野県松本市）は今春、県内の精神科医らを対象に研修カリキュラムを立ち上げた。今後、受講者が学校関係者と情報交換する場もつくる計画だ。

同学部の中沢洋三教授（小児科）は「日頃から子供たちを近くで見ている教諭と医師が協力することで、より早い支援につながる」と語る。

高知) 高校生ら、アートと防災を考える 高知で現場巡り 朝日新聞 2018年6月18日

高校生らがアートと防災を考えるフィールドワーク（高知大学地域協働学部主催）が17日、高知市南金田のアートスペース「藁工（わらこう）ミュージアム」とその周辺であ

った。

四国4県や岡山、島根などから約40人が参加。障害者アートや演劇の発信を通じてバ



リアフリーな共生社会を目指すミュージアムの取り組みを聞いた後、近くの江ノ口川沿いを歩いた。地元の不知地区減災連絡会事務局長坂本茂雄さん(63)が「地区は0~2メートルと低いうえ、南海トラフ地震が起きれば地盤沈下が起き、長期浸水は避けられない」などと説明。香川県立善通寺一高から参加した横山晃汰さん(3年)は「高知では地震に加え、津波や浸水が切実な問題というのがよく分かった」と話した。

江ノ口川沿いで防災を学ぶ高校生ら=高知市南金田

その後、防災におけるアートの効用などについて意見交換。「分かりやすい津波避難キャラを作って避難所予定地に事前設置しておけば、子どもや障害者にも分かりやすいのでは」などの意見が出た。(堀内要明)

学童保育、職員基準緩和へ

共同通信 2018年6月17日

共働きやひとり親家庭の小学生を預かる「放課後児童クラブ」(学童保育)に関し、厚生労働省が運営基準の緩和を検討していることが17日、分かった。現在は1カ所につき職員2人以上の配置を義務付けているが、人口減少で人材確保が難しい自治体側から、職員1人も認めるべきだとの声相次いでいることに対応する。夏にも具体的な見直し案を示し、年末までに正式決定する。

学童保育は市町村や社会福祉法人などが運営し、昨年5月時点で全国に約2万5千カ所ある。職員数の基準は、子どもの安全確保を目的に2015年度に導入。預かる児童が数人の場合でも、常時2人以上の職員が必要になった。

(社説) 骨太の方針 危機意識がなさ過ぎる

朝日新聞 2018年6月18日

政府が新たな「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)を閣議決定した。2度の消費増税延期で揺らいだ財政再建の目標をどうするのか。そのもとで、社会保障改革をどう進めるか。骨太の方針の最大の焦点だったが、踏み込み不足と言わざるを得ない。

今回の方針では、政策経費を新たな借金に頼らず賄える基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化する時期の目標を、従来の20年度から25年度へ5年遅らせた。

一方、社会保障については「高齢化による増加分に相当する伸びにおさめる」としたものの、具体的な数値の目安は示さなかった。また「給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策」は20年度に取りまとめるとした。あまりに悠長だ。

社会保障費の毎年度の伸びを5千億円に抑えることを目安にした16~18年度の3年間は、薬価制度の抜本改革や生活保護制度の見直しなどを進めた。今後さらなる歳出改革に踏み込むには、医療や介護で高齢者にも応分の負担を求めたり、保険の給付範囲を見直したりといった、「負担と給付」の議論が避けられない。

ところが与党内には、負担増や給付カットの議論は来年後半以降に先送りしたいという空気が広がる。来年は春に統一地方選、夏に参院選、10月に消費税10%への引き上げと、政治的に大きなイベントが続くからだ。しかし、経済財政諮問会議がそれに追随したのでは、政権の経済財政運営の「司令塔」としての役割の放棄ではないか。

諮問会議の議長でもある首相に、重い責任があるのは言うまでもない。首相は、急速に進む少子高齢化を「国難とも呼ぶべき事態」と位置づけて、去年の衆院選を戦いながら、「痛

み」を伴う改革については一向に語ろうとしない。

本当に危機意識があるのなら、早期に負担と給付の見直しに向けた議論を始め、超高齢社会を乗り切るための財政と社会保障の見取り図を示すべきだ。

政府は先月、65歳以上の高齢者数がほぼピークを迎える2040年度の社会保障給付費の推計や、医療や介護サービスの担い手不足の見通しを公表した。政府が財政再建の目標に掲げる25年度は、超高齢社会の通過点に過ぎない。

さらなる社会保障の歳出改革にどこまで踏み込むのか。その時に税や保険料の負担ほどの程度になるのか。議論は待ったなしだ。

【主張】成人年齢 少年法改正の宿題も急げ 産経新聞 2018年6月18日

成人の年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立し、関連する22の法律が見直された。

4年後の4月に施行される。すでに選挙や憲法改正の国民投票の年齢は18歳以上となっている。成人年齢が追いつき、国民それぞれの人生の節目が約140年ぶりに改まる。若い世代と、よりよい国や社会を築いていく役割を分かち合う意義をかみしめたい。

ただし、大きな宿題が残っている。少年法の改正である。

平成28年6月に施行された改正公選法は、付則に「少年法と民法について必要な法制上の措置を講じる」と明記している。大人と子供の線引きが法によってまちまちなのは、不自然である。

少年法の対象年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げる改正案については、法相の諮問機関、法制審議会でも検討が続いている。「更生の機会が奪われる」といった反対論も根強い。

だが現行の少年法でも18、19歳については「年長少年」と位置づけ、死刑の選択も禁じていない。昨年12月には、千葉県市川市で一家4人を殺害した犯行時19歳の死刑囚の死刑が執行された。究極の刑罰である死刑の容認は、保護や更生を旨とする少年法のあり方とは、すでに矛盾している。

公選法、民法とともに、3法で成人の基準を18歳にそろえるべきではないか。対象年齢の引き下げによる犯罪の抑止にも期待できる。更生の機会の確保は、運用によって対応すべきだろう。

滋賀県彦根市で今年4月、19歳の巡査が教育係の巡査部長を射殺し、実弾入りの拳銃を所持したまま逃走する事件があった。警察官とはいえ、「少年」に拳銃を貸与していたことになる。おかしくないか。こうしたいびつな事態は解消すべきである。

少年法はこれまでも、重大事件が起きる度に、刑事罰適用年齢を「16歳以上」から「14歳以上」に、少年院送致の下限年齢を「14歳以上」から「おおむね12歳以上」に引き下げるなどの改正を繰り返してきた。

適用年齢の引き下げと厳罰化は、社会の実情に即した時代の要請だといえる。

18歳が選挙権を有し、民法上も成人として認められる以上、刑事手続きにおいても成人として扱われるべきだ。大人の責任を自覚するためにも。

社説 児童虐待対策 連携の力で悲劇なくそう 京都新聞 2018年06月17日

深刻化する児童虐待を防ぐには、子どもたちのSOSを出来るだけ早く見つけ、対処する必要がある。そのためには、関係機関や地域の緊密な連携、協力が欠かせない。

特に生命に危険が及ぶような緊急を要する場合には、児童相談所（児相）と警察との連携が重要になるが、児相が虐待の恐れを把握しながら、警察に知らされないまま児童が死亡するケースが後を絶たない。

東京都目黒区で「ゆるしてください」と書き残して死亡した船戸結愛ちゃんも、都から

警視庁への情報提供に至らなかった。事件を受けて政府や自治体も対策の強化に動き始めたが、悲劇を繰り返さないよう、実効性のあるものにしなければならない。

昨年、全国の警察が児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、統計を取り始めた2004年以来、初めて6万人を突破した。生命の危険がある緊急時や夜間に警察が保護した子どもも5年連続で増え、4千人近い。

ただ、警察が把握した虐待の疑いがある事案は、児童虐待防止法に基づき、全て児相に通告されるが、児相から警察への情報提供を定めた法律はなく、児相を設置している自治体の裁量に委ねられている。

結愛ちゃんは、以前住んでいた香川県善通寺市で、2度にわたって児相に一時保護され、父親も結愛ちゃんへの傷害容疑で2回書類送検されていた。

それでも県の児相から引き継ぎを受けた東京都の児相は、都の基準に該当しないとして警視庁と情報共有をしなかった。児相同士や警察との連携が適切だったか、十分な検証が必要だ。

共同通信の調査では、児相を設置する全国の69自治体のうち児童虐待が疑われる事案の全件について警察と情報共有している自治体は、茨城、愛知、高知の3県にとどまる。結愛ちゃん事件を受けて、岐阜、埼玉両県も全件共有の方針に切り替えたが、まだまだ少ない。

加えて半数近くの自治体は、情報提供の基準を設けていなかった。一時保護の際に保護者の強い抵抗が予想される場合などには、警察との連携が重要になる。迅速に対応するためにも、普段からできるだけ情報を共有しておくことが必要だ。

警察との全件共有には「親族が警察に共有されることを嫌がり、通報が減る可能性がある」「本当に必要な事案が埋もれる」などの慎重な意見もあるが、増え続ける児童虐待に児相だけでは、対応に限界があるのも事実だろう。

16年度に全国の児相が対応した児童虐待は12万件を超え、国は法改正などで児相の体制や権限を強めてきたがマンパワーが追いついていない。

専門家からは、児童虐待の実情は児相の対応能力を超え、検察・警察、裁判所との間で職務の配分を根本的に見直す必要があるとの指摘が出ている。保育、教育など子どもと多くの関わりを持つ市区町村の対応強化も欠かせない。

政府は来月にも緊急対策をまとめるが、弥縫（びほう）策に終わらせず、本腰を入れて子どもの命を守る方策を検討してほしい。

社説 児童虐待の緊急対策 専門職の大増員が必要だ 毎日新聞 2018年6月18日

政府は児童虐待への取り組みを強化するため関係閣僚会議を開き、緊急対策を実施することを決めた。

東京都目黒区で船戸結愛（ゆあ）ちゃん（5）が継父から殴られ、ほとんど食事をもらえず死亡した事件がきっかけだ。

虐待で命を落とした子どもは2015年度だけで52人に上る。今回のように児童相談所が関わりながら防ぐことができなかったケースも多い。抜本的な改善策が必要だ。

結愛ちゃんは今年1月まで暮らしていた香川県でも、継父からの暴力で児童相談所に2回保護されている。東京のアパートに転居した後、香川県の児相から連絡を受けた品川児相の職員が家庭訪問をしたが、結愛ちゃんに会えなかった。

虐待をした親が児相から逃れるために別の地域へ転居することは珍しくない。異なる自治体や児相の情報共有、警察など関係機関との連携の重要性は以前から指摘されてきた。

ただ、どのくらい実効性のある連携になっているのかが問題だ。今回も香川県の児相は「緊急性の高い事案として継続した対応を求めた」と言うが、品川児相は「そのような説明はなかった」と否定している。

16年度に全国210カ所の児相が対応した虐待は12万件を超え、この10年で3倍

以上に増えている。国や自治体は児童福祉司の増員を図ってきたが、16年度は約3000人で、10年前の1・5倍程度に過ぎない。

政府は19年度までに550人の増員を計画している。それでも虐待の急増には追いつかない。職員は疲弊しており、他自治体からの引き継ぎに十分対応できないのが実情だ。

香川県の児相は結愛ちゃんを保護しながら、継父の元に戻した。親子関係の修復を重視するのはわかる。そのためには虐待する親の教育や更生が十分になされることが必要だ。虐待を繰り返す親には一時保護を解除した後も専門的な支援が継続されなければならない。

こうした実務を担うためには経験を積んだ職員が必要だが、児相の現場では勤務経験が3年未満の職員が4割を占めるといわれる。

現在の体制では増え続ける虐待に対応するのは困難だ。大幅な体制拡充と専門性の高い職員の養成が求められる。

（社説）自殺調査メモ 隠蔽の罪深さ自覚せよ

朝日新聞 2018年6月18日

わが子が自ら命を絶った無念と疑問、真相を知りたいという遺族の思いに向き合うことが出発点なのに、調査メモを隠蔽（いんぺい）するとは言語道断だ。自殺した生徒の尊厳も傷つける背信行為である。

再調査を徹底し、その結果を遺族に包み隠さず説明する。一連の取り組みを通じて、学校や行政への信頼を取り戻していかなければならない。

2016年秋、神戸市の市立中学校に通う3年の女子生徒が自殺した問題で、神戸市が再調査に乗り出す。自殺直後に中学校の教員らが生徒6人と面談し、いじめをうかがわせる聞き取りのメモを作っていたのに、市教育委員会の担当者が主導してメモを隠していた。

遺族がメモの開示を求めていたが、市教委の担当者は「情報開示は終わっており、今さら出せない」と隠蔽を指示し、当時の校長も従った。自殺を受けて設置された外部有識者による調査委員会は昨年夏の報告書で「メモは破棄された」としたが、後任の現校長がメモの存在を把握し、市教委に報告。今年春に隠蔽が発覚した。

自殺直後の聞き取りメモは、中学校の複数の教員らが共有していたという。現校長からの指摘を受けた市教委の当時の教育長も、調査を指示しながら報告を求めず、事態を放置した。

隠蔽について調べた弁護士は、市教委の担当者と当時の校長によってメモは存在しないことにされた結論づけたが、学校ぐるみ、市教委ぐるみだったと言われても仕方がないのではないか。

神戸市は、これまでの調査は不十分と判断し、市長部局で再調査を進める。昨年夏の報告書は、いじめがあったことを認定しつつ自殺の原因は特定しなかったが、改めていじめと自殺の因果関係を調べる。報告書の作成過程でメモの隠蔽が行われ、調査への信頼が損なわれただけに、当然の対応だろう。

まず問われるのは、市が新たに置く調査委員会のあり方だ。委員の人選を通じて「第三者」の目を徹底し、多角的、専門的に情報を精査する。市議会も当時の教育長らの参考人招致を検討しており、連携しながら真相を解明してほしい。

文科省のいじめ調査に関するガイドラインは、事実関係を明らかにしたいという保護者の切実な思いを理解し、対応することを基本姿勢に掲げている。

丁寧に事実を積み上げ、事実我真摯（しんし）に向き合う。それが遺族の求めることであり、失った信頼を回復する道である。

